織田氏の出現とその存在形態

はじめに

の

再興が叶ったことによるものであった。

への足掛かりを得たといえよう。

、織田氏の初出史料をめぐって

山

﨑

布

美

り、それは斯波義将に仕えた将広が「信昌祖父興、」道意跡、」し、一家の置文は劔神社に対する「寺社興行之志」によって作成されたものであ三九三)六月十七日付の藤原信昌・兵庫助将広置文が知られている。こ結んだものと考えられており、それを示唆する史料として、明徳四年(一織田氏は越前国織田に発祥して、地縁的関係から斯波氏と被官関係を

前のものであり年代的に矛盾がないことによる。名に「兵庫助」を使う事例が多いこと、そして、織田氏が尾張に移る直名に「兵庫助」を使う事例が多いこと、そして、織田氏が尾張に移る直やいたこと、織田氏には諱に「信」や「広」が用いられ、また、官徐神としていることを土台として、信長以前の織田一族が本姓を藤原氏とさて、この置文が織田氏の初出史料とされる理由は、信長が同所を氏

父信昌が奉行として置文を作成している事実を踏まえても、将広が織田波義将に仕えて「奉公無」隙」という多忙な状況にあった将広に代わり、えない。しかし、織田氏はこの十年後には尾張守護代に就任しており、えない。しかし、織田氏はこの十年後には尾張守護代に就任しており、三九二)「相国寺供養記」に記された斯波氏の随兵には織田氏の姿は見三九二)「相国寺供養記」に記された斯波氏の随兵には織田氏の姿は見三九二)

を持つ者であったという。新興被官である将広は、斯波氏が権力基盤強

(新波義将) (8) 化のために分国内の国人を被官化する過程で近侍したものであろう。

ところで、この置文には置文や「御管領左衛門守殿御感」等を箱に入(嘶波義将) (8)

安米 (付箋) れて納める際に記された添書が伝存している。

「明徳四年癸酉七月信昌公カナ書置文残簡」(付箋)

行云哉、敬順以背逆者孝行云哉、不」随」仰者孝行云哉、所有;何処;哉、如」教;経文;者、不」背;仁義礼智信法;、以親孝云;日下判形;、非」無;其謂;歟、為;末代;於」令;将広加判;者在置文之言;者、将広無」除之間、為;信昌奉行;、云」為;自筆;、就;将広加判;為;次第逆;之由申」之、非」無;其謂;歟、雖」然如;

此箱内入状数

同年癸酉七月

日

信昌七十八

一、日御供幷修理御下文 一通

、修理造営御感令旨一通 預所常陸法橋 一通

一、御管領左衛門守殿御感 一通

右、為:|末代,|置文状如、件工添記一通

重置文御判 一通

で斯波義将に近侍していることを如実に物語っているのである。 (1) は義将に仕える将広のもとに届けられて署判がなされ、越前に返送されは義将に仕える将広のもとに届けられて署判がなされ、越前に返送され年六月五日に管領に再任され在京していることが確認できるから、置文年六月五日に管領に再任され在京していることが確認できるから、置文年が六月十七日付、添書は七月日の作成である。斯波義将は明徳四

先行研究では花押(形状・運筆)を根拠として将広を織田氏の初代守度代である常松に比定する説もある。しかし、この添書によって明徳三年当時、信昌は七十八歳であったことが判明するので、信昌嫡男である特広は少なくとも四~五十代にはなっていたと思われ、当時四十三歳の打波義将と同世代であろう。一方の常松は、応永三十五年(一四二八)頃まで守護代の任にあり、斯波義将の子、義重(のち義教)に仕えた世頃まで守護代の任にあり、斯波義将の子、義重(のち義教)に仕えた世頃まで守護代の住にあり、斯波義将の子、義重(のち義教)に仕えた世頃まで守護代の諱を教広とする説が妥当であり、両者は別人といえよう。ただし、守護代織田惣領家は教広―教長―淳広―郷広―久広―敏広と続き、「広」を通字としていることから、将広・教広は父子関係にあり、お行研究では花押(形状・運筆)を根拠として将広を織田氏の初代守には守護代家の祖である蓋然性は高い。

広父子に離郷する意思のなかったことが知られる。初期の織田氏には、も、文書の性質上、将来に渡って子孫を拘束するものであり、信昌・将く、一族が一人残らず尾張に移ったとは考えにくい。前述の置文にして数に上ったと思われるが、みなが惣領のもとに行動していたわけではな数に上ったと思われるが、みなが惣領のもとに行動していたわけではなって護代に就任した織田氏のもと、尾張に入部した織田一族はかなりの

織田与三の在京活動

治」であると思われ、のちに「主計」、「争右 - ^ - ^ - 応永九年 (一四〇二) であるから、その前年の史料になる。与三の諱は「重応永九年 (一四〇二) であるから、その前年の史料になる。与三の諱は「重応永九年 (回) - 木 ヵ 貞引臣 σ 守護代に補任されるのは きる初見史料は 前節では藤原信昌・将広置文について言及したが、織田名字が確認で 「吉田家日次記」の応永八年(一四〇一)三月十三日条

以下に、具体的な動向をみていきたい。 が、専ら義将の側近として活動している。後述のように与三は文安四年 兼ねた。与三重治はその実名から義重より偏諱を受けたものと思われる 前守護・信濃守護を辞し、 主家である斯波家では義将が応永五年(一三九八)閏四月に管領・越 四四七)まで生存が確認できるので、 義重が跡を継いで同七年には尾張守護職をも 年齢は義重に近いであろう。

が、与三もその直近に邸宅を構えて風呂を供していたのであろう。両者(③) という記事がある。当時斯波義将は義満に従って北山に移り住んでいた らと調整を行っている。このひと月前には「予向」 (業数) 日北山殿日吉御社参、児可二御共出立一事」について、「彼童形僧都息(義満) に永八年三月、吉田社の社務兼敦は斯波義将の邸を訪れ、「来月十六 示を受けた。翌日、兼敦のもとには「四辻黄門来臨、織田与三入来」し、〔4〕 ワと調整を行っている。このひと月前には「予向」、金吾禅門風呂織田許 」了、」「彼出立事談合之、」 しており、与三は義満の日吉社参詣について兼敦「 「」為||四辻中納言猶子 | 之由有||沙汰 | 云々、||(実茂) 関係が緊密なものであったことがわかる。 頭可レ談! ||彼卿||云々、|| と指

次に、与三の活動が顕著なものとして、 東寺への申次をみていこう。 0)

り隠遁させられる事件が起きた。(24) 応永十一年(一四〇四)十月、増長院の供僧隆我法印が「不清浄」によ

(史料二)

一、增長坊事、

出世、 舎等闕所之由、 本尊聖経等、織田与三、付封罷出之由、披露了、 実否難」知、雖」然、 自; 勘解由小路; 、以; 可以致二其沙汰一之、 申輩可」有」之歟、 今程事、及, ||織田与三|、内々被」仰云、隆我法印不清浄事、 此趣、 ||兎角沙汰||者、 且寺中可」有;;御存知;、 但此坊事、 数代師壇之間、 自然、本尊聖教坊 就 中

いる。 (5) である堯清僧都を補任するようにという義将の意を東寺に伝えて弟子」である堯清僧都を補任するようにという義将の意を東寺に伝えて弟子」である堯清僧都を補任するようにという義将の意を東寺に伝え 院坊が闕所になるようであれば本尊・聖経等を織田与三に預けるよう申 東寺増長院と師檀関係にあった斯波義将は、東寺に対して、 もし増長

も会釈が行われており、斯波氏への申次として重視されていたことを表 釈」として「勘解由小路殿・同管領・織田与三・赤松・斎藤上野・三宝 いう想定も成り立つであろう。 将のみならず義重を含め、斯波家における東寺への申次を担っていたと している。また、とくに義重の申次の姿は見えないことから、与三が義(メテ) 斎藤玄輔、醍醐寺三宝院満済など幕政における中心人物とともに与三へ 院」に松茸を贈る事を治定している。斯波義将・義重父子や赤松義則、(※) る。すなわち、応永十二年(一四〇五)九月、東寺の供僧衆は「諸方会 与三が申次として確立していたことは東寺からの贈答にも明らかであ

これで。 たことを寺家側に伝え、両者の関係を円滑に取り結ぶ申次の役割を担っ 最終的には預状を得ることができたという。与三は義将が「内々被」仰」 取り成しを依頼すべく与三を訪問すると「無,|機嫌,」の有様であったが、 長院堯清等を伴って五百疋を持参した。ところが固辞されたため、翌日

では、与三は斯波家中においてどのような立場にあったのであろうか。では、与三は斯波家中においてどのような立場に氏原する重要には、分三は斯波家中においてどのような立場にあったのであろうか。では、与三は斯波家中において「内者」と表記されている事例は、例えば、自山満家の「管領之内者本澤」がある。木沢は畠山氏のもと在京奉行人として活動しており、一族から守護代を輩出している。この内者とは大として活動しており、一族から守護代を輩出している事例は、例えば、「東寺百合文書」において「内者」と表記されている事例は、例えば、自山満家の「管領之内者本澤」がある。木沢は畠山氏のもと在京奉行人として活動しており、一族から守護代を輩出している。この内者とは大として活動しており、一族から守護代を輩出している。この内者とは大名に近侍して庶政を担当した一種の近臣団であり、「内衆」と記されている。 本では、与三は斯波家中においてどのような立場にあったのであろうか。では、与三は斯波家中においてどのような立場にあったのであろうか。

三、甲斐氏への接近

で登場する(以下では浄祐に統一する)。 義将死去に伴って出家し、この後は「主計入道」や「浄祐」という表記義将死去に伴って出家し、この後は「主計入道」や「浄祐」という表記

うことが決められた。前述のように、堯清は義将・浄祐の口入で増長院都を保証人として万一年貢未進の際は「当寺本供僧以下得分」を以て補一月中に納めることとして請文を提出している。そして、増長院堯清僧官職に補任されているが、それによると、細谷郷の年貢二十貫を毎年十官職に不一年(一四一三)六月、浄祐は東寺領遠江国原田荘細谷郷の代

近したことは想像に難くない。
専権は高まる一方であった。そのため、義将の没後、浄祐が甲斐氏に接で将軍家の御成を受けるほどの家柄で、斯波家中の筆頭家老としてその教との接近が直接的な契機であったようである。そもそも甲斐氏は単独教との接近が直接的な契機であったようである。そもそも甲斐氏は単独主となった経緯があり、その関係において請人に立ったものであろう。

音を置いて管理していたことがわかる。 (34) (3

(33) 同様に、斯波家中においては守護代である常松は尾張において妙法院門跡領見られる国人領主は遠江国原田荘でも代官職を得ていることがら、浄祐起して現地管理を行っていた甲斐氏の被官として捉える向きもあるが、そから「主計殿様」と呼びならわされていることからも、甲斐氏との緊密がらがうかがえよう。浄祐を甲斐氏の被官として捉える向きもあるが、そのではなく、「甲斐殿様」と表記される甲斐将久(将教の子、常治)とうではなく、「甲斐殿様」と表記される甲斐将久(将教の子、常治)とうではなく、「甲斐殿様」と表記される甲斐将久(将教の子、常治)とうではなく、「甲斐殿様」と表記される甲斐氏家人を又代官とし、その田根沙汰により上表すると伝えている。甲斐氏家人を又代官とし、その田根沙汰により上表すると伝えている。甲斐氏家人を又代官とし、その田根沙汰により上表すると伝えている。甲斐氏家人を又代官とし、その田根沙汰によりがうかがえよう。浄祐を甲斐氏の被官として捉える向きもあるが、そうではなく、「甲斐殿様」と表記される甲斐氏が現地を掌握し、河口荘職人にしている。

おける両者の存立基盤の違いが如実に表われたものである。た一方、守護代常松が尾張で代官職を獲得していた事実は、斯波家中にたことが知られる。浄祐が甲斐氏のもと越前や遠江で代官職を請け負っの陽明門院勅旨田や万里小路家領である六師荘の代官職を請け負っていの陽明門院勅旨田や万里小路家領である六師荘の代官職を請け負ってい

氏と親密な関係にありその派閥下にあったことを示している。 この時、将久は半年以上にわたって浄祐邸に仮寓しており、浄祐が甲斐対立が表面化する。そして、文安四年五月、甲斐氏に反発する斯波家中材立が表面化する。そして、文安四年五月、甲斐氏に反発する斯波家中の者によって京都にある甲斐将久邸が放火されるという事件が起きた。 の者によって京都にある甲斐将久邸が放火されるという事件が起きた。 の者によって京都にある甲斐将久や斯波氏有力一門の斯波持種や国人との四四七)の事件にみてみよう。甲斐将久や斯波氏との関係を、次の文安四年(一話を浄祐に戻して、甲斐将久や斯波氏との関係を、次の文安四年(一

京区武衛陣町)の直近に居住していたことからも明らかであろう。(程)、表れは政所執事伊勢氏の被官である堤又三郎の仲介によるものであった。幕政に参与する伊勢氏とも交流のあった事実は、浄祐が斯波家中の中枢にあったことを示していよう。このことは、浄祐が当時「中御門室町を開きのに参与する伊勢氏とも交流のあった事実は、浄祐が斯波家中のが、それは政所執事伊勢氏の被官である堤又三郎の仲介によるものであっが、それは政所執事伊勢氏の被官である堤又三郎の仲介によるものであった。

その後、文安六年(一四四九)二月には康富が「織田主計跡与二郎」その後、文安六年(一四四九)二月には康富が「織田主計」の安護斯波義健に仕えていることがわかる。この後も「織とから、当時の守護斯波義健に仕えていることがわかる。この後も「織とから、当時の守護斯波義健に仕えていることがわかる。この後も「織とから、当時の守護斯波義健に仕えていることがわかる。 (45) また、このとき与二郎は「出仕」のため留守であったと記されていることが判明する。

甲斐氏に接近してその影響下に属しながら、斯波氏内衆としての立場をこのように、浄祐は義将死後も斯波氏に仕えて恒常的に在京し、特に

維持したのである。

四、守護代織田氏と庶流織田氏

永享元年(一四二九)頃に守護代の常松が没すると、勘解由左衛門尉永享元年(一四二九)頃に守護代の常松が没すると、勘解由左衛門尉永享元年(一四二九)頃に守護代の常松が没すると、勘解由左衛門尉永享元年(一四二九)頃に守護代の常松が没すると、勘解由左衛門尉永享元年(一四二九)頃に守護代の常松が没すると、勘解由左衛門尉

ここに登場する「織田」は実名の記載がなく、守護代の織田氏に比定 下に示そう。

に相談したものである。また、永享五年(一四三三)十一月には義淳の野遊覧に向けて、義淳による酒肴進上や将軍御座所の室礼について満済月四日・五日に興行される将軍義教夫妻の東山花頂山等への花見・大原を訪ね「大原野御雑掌幷御座所室礼」について相談している。これは三永享四年(一四三二)二月廿三日、筑後入道は義淳の使者として満済

(S) した筑後入道であると考えられるのである。 就任・慰留に関与した「織田」とは義淳に近侍してその意思決定に寄与道は義淳の近臣として諸事を調整し、庶政に携わっていた。義淳の管領重臣飯尾美作守とともに継目安堵について満済に相談している。筑後入使者として義教の延暦寺攻めに反対の意向を伝え、義淳が危篤に陥ると、使者として義教の延暦寺攻めに反対の意向を伝え、義淳が危篤に陥ると、

ではないであろうか。それを補完したのが浄祐ら庶流織田氏であった。 される傾向が強く、そのため斯波氏の補佐といった役目からは外れたの 斯波氏が管領家として幕政に関わっているため尾張支配は織田氏に一任 義淳を補佐して幕政に参与した。ここに守護代織田氏が見られない 領国の守護代や奉行人をつとめるなど、斯波家中において上層に位置し、 将久・二宮越中入道是随・飯尾美作守重清の三名である。 氏の動向は、 る管領使者の記述が増えるが、中でも、 に理解すべきであろうか。義淳の管領在職中は ところで、 守護斯波氏のもと全く交錯しない。両者の関係はどのよう 在京する浄祐や筑後入道のような庶流織田氏と守護代織 頻繁に登場するのは甲斐美濃守 『満済准后日記』 彼らは斯波氏 にみえ ・のは、 \mathbf{H}

という状況に陥っていた。 代職は短期間で交替が繰り返され、 確立を目指したものと考えられよう。 用したのは、 対して、尾張では在国守護代が一人という特徴があるという。新任地で前・遠江では在国機構において小守護代や在国守護代を二人置いたのに あるにもかかわらず、 京・在国守護代に就任したが、河村氏によれば、 織田氏による尾張支配では、兄弟と思われる常松・常竹が初代の在 一族が多数尾張へ入部した中で、 当初から常松・常竹という一元的な支配体制を採 惣領に絶対的な権威が付帯されない しかしながら、常松ののち、 惣領家による支配体制の 斯波氏領国のうち、 守護 越

そうした実状は次の一件にも表れている。(57)

間、 門入道号」可二代官一、 由自称、 持 | 者也、〉絶交、甲斐入道并織田一族等皆以絶交、領不」謂 | 是非 | 押領、仍志波民部少輔〈千代徳丸稚 教書」之処、 (中略) 示-遣甲斐入道許,之処、 |仰遣||歟、是又内々可||仰遣| 、不」可」有||等閑||之由返答也 伝聞、 然而無,,其儀,逐電云々、六師庄事、 猶以不;道行及;代官執心、 尾張国守護代織田於二国中一行 乱--入庄家 | 奪--取年貢 | 、 仍志波民部少輔 (斯波持種) 織田雖」無」之、一族等猶在」之、 近日問答之時分彼已逐電之 (千代徳丸稚年之間、 織田内坂井七郎右衛 仍歎申間、 仍可:|切腹|之 寺 社 被垃成 ・本所 加 堅可

代織田氏の存立基盤が薄弱である一方、(58) 斯波持種や甲斐将久、そして織田一 の力を発揮していたことを示している。 健在であるから心配のないようにと時房に伝えている。このことは守護 あるが、これに対して甲斐将久は、 任して対処したものの、 起きた。これに対し、万里小路時房は郷広の推挙により坂井を代官に補 井七郎右衛門入道が乱入し、 右の史料によれば、万里小路家領の六師荘に守護代織田郷広の被官坂 押領行為は止まなかった。その結果、 代官と称して年貢を奪い取るという事件が 族から「絶交」されて逐電したので 守護代郷広は逐電したが織田 庶流の織田一族が林立し、 郷広は、 族は

関係が、室町期における織田氏の族的特徴といえるであろう。とって脅威であったと思われる。その抑制を受けながら維持された惣庶領を総意で失脚させ得る彼ら庶流織田一族の存在は、守護代織田氏に斯波氏に近侍して内衆としての地位を確立した浄祐・筑後入道や、惣

おわりに

開に言及した。新興被官であった織田氏が尾張の守護代に抜擢された背護斯波氏被官としての庶流家の動向に注目して、織田一族初期の族的展本稿では、在京した庶流織田氏を事例に、織田一族の出発点である守

あったからに他ならない。 説得を任されたのは、斯波氏に近侍してその意思決定に寄与する存在で 波氏の信任を得て側近くに仕え、その意思伝達機関としての役割を担っ 携わっていた。具体的には、義将の意思を他者に伝達して調整するといっ ていた。筑後入道が斯波義淳の管領就任・慰留をめぐって将軍からその して在京し、守護領国の分国経営ではなく在京被官としての補佐業務に 織田浄祐は、 いわば申次であった。それは織田筑後入道も同様であり、彼らは斯 織田氏が尾張守護代に就任する以前から斯波義将に近侍

方に捉えるべきであろう。 ものではなく、斯波氏被官として自律的に活動した庶流織田一族の在り 場の違いを如実に表していよう。このことは織田一族の分業体制を表す 官職を得たが、それに対して守護代織田常松が尾張で代官職を獲得して 衆としての立場を維持した。甲斐氏の口入によって越前や遠江などで代 いた事実は、斯波家中における両者の存立基盤や斯波氏被官としての立 きく左右されたと考えられる。浄祐の場合は、斯波義将の死後も斯波氏 に仕えて恒常的に在京し、家宰として実権を握った甲斐氏に親和して内 在京を常とし、 在地性を失った彼らは、主人である斯波氏の盛衰に大

列的な一族意識を生じさせたことを想定できる。 けるこの分立形態は庶流織田氏の自律的志向を促進させ、 とがない。それは守護代織田氏が尾張支配に専念した結果、在京守護代・ な活動に任すといった事態を生み出していたのではなかろうか 惣領が担うべき斯波氏の補佐を、 浄祐らは斯波氏と守護代織田氏とを結ぶ存在ではなく、 浄祐や筑後入道のような斯波氏近臣と守護代織田氏の動向は重なるこ 斯波氏に近侍する庶流織田氏の自律的 森茂暁氏は、 織田 惣庶関係に並 赤松氏の 族にお

> 帰結するのであるが、それについては稿を改めて述べることとしたい。 頭と惣領家の弱体化という問題を内包したものであった。初期の織田 家が斯波氏と直接的な主従関係を結ぶことで、 向を生み、赤松氏の族的展開における原動力になっていたという。 の間に構築した個別的で直接的な主従関係が、惣領家に対する自立的傾 とっていた事例を紹介しているが、それによれば、赤松庶家が将軍家と 有力庶家である赤松満政が惣領赤松満祐に対して独立的なスタンスを の間に直接的な主従関係が結ばれ、そのことが庶流家の台頭、 のちに斯波氏の遠征や尾張下国が増加すると、尾張在国の庶流織田氏と における斯波氏と庶流織田氏の関係は在京に限られたものであったが、 の存立を間接的に補完していたといえよう。しかし、それは庶流家の台 氏においても同様で、浄祐や筑後入道の事例に明らかなように、 一族として興隆し、惣領 領主化に

註

- 斯波義寛の伴衆については、 現在、論文を準備中である。
- $\widehat{2}$ 1 の研究 県史研究』一四号 二〇一〇年。 指摘している(「斯波氏と室町幕府儀礼秩序―書札礼を中心に―」 『愛知 敏定に発給されており、また、幕府儀礼秩序においても甲斐氏や織田氏 二〇一一年)。 ている(「延徳三・四年の織田敏定と細川政元―『朝倉家記』所収文書を 府政治や周辺の諸地域の動向に大きな影響力を持っていたことを指摘し 松島周一氏も尾張の軍事力を背景とする斯波義寛や織田敏定の活動が嘉 が他の大名家被官よりも厚礼に遇され、その位置付けが向上していると |して見る十五世紀末の幕府政治と尾張―」『歴史研究』 小久保嘉紀氏は、将軍からの御内書が斯波氏を介さず直接守護代織 第一卷 管領斯波氏』戎光祥出版 のち、木下聡編 二〇一五年 『シリーズ・室町幕府 所収)。また、 五七号
- 3 系譜研究においては、 特に新井喜久夫氏が織田 一族について網羅的に

田氏』岩田書院 二〇一一年 所収)。町史』一九六九年。のち、柴裕之編『論集戦国大名と国衆 六 尾張織言及しており、人名表を掲載している(「織田系譜に関する覚書」『清洲

- (4) 「劔神社文書」(『織田町史 史料編 上巻』)。
- 考察」『中央史学』二七号 二〇〇四年)。 氏や氏家氏はそれほど重要な地位に就いていたわけではないようである。 認できる甲斐・長田・氏家氏について、甲斐将教は斯波家の筆頭被官で 氏・二宮種隆の十二人がみえる。「相国寺供養記」で斯波義将の偏諱が確 年段階では重臣に連なる存在ではなく、新興の被官であったと考えられ また、同記録には織田氏の姿が確認できないことから、織田氏は明徳四 二三一二・三・四号 一九七八年。のち、木下聡編『シリーズ・室町幕 る守護権力構造―斯波氏の被官構成―(一)・(二)・(三)』『若越郷土研究 な被官は二宮・甲斐・朝倉・由宇・嶋田の五氏であり(「南北朝期におけ に郡司として一族の名前が見える。河村昭一氏によれば、義将期の枢要 守護代を務め、氏家氏は斯波高経の時代よりの被官、長田氏は義将の代 氏実・氏家将光・二宮種泰・長田将経・斎藤種用・岩井教秀・安居種 波義重・満種の随兵に二宮種氏・島田憲国・島田重憲・甲斐将教・由宇 ている(鎌原恒「室町時代における尾張国守護代織田氏の系譜に関する 国寺に臨む義満に供奉した諸将およびその随兵を記したものであり、 「相国寺供養記」(『群書類従』釈家部十)は明徳三年八月二十八日、 第一巻 管領斯波氏』戎光祥出版 二〇一五年 所収)、長田 斯

 $\widehat{12}$

- 表記する。 うに、神社境内に神宮寺が存在していたが、本稿では劔神社に統一して(6) 劔神社は、当時の史料上に「劔大明神」や「織田寺」などとみえるよ
- (7) 河村論文(註5)。
- 波義将への仕官を表したものであるといえる。と共に義将の書状が納められていることから、将広の「奉公無」隙」は斯と) 当時、斯波義将は左衛門佐であり「左衛門守」は誤記である。添書き
- 信之氏が「山内秋郎家の新出中世文書」において紹介している(『福井県9) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳「山内文書」。本文書については、松原

- 書(「事歴書写本」)の干支は中世にみられる横並びである)。 史料編 上巻』(織田町史編纂委員会 一九九四年)に翻刻されている添あることから近世に写されたものである可能性も残る(なお、『織田町史文書館研究紀要』三号 二○○六年)。ただし、干支の表記が斜め並びで
- 七編之一』)。 管領職始は六月廿六日であった(「御評定著座次第」『大日本史料 第

10

- (1) 前述のように、置文は織田一族が尾張守護代として登場する約十年前(1) 前述のように、置文は織田一族が尾張行の使者として見えるのは嶋田・朝倉~嘉慶二年(一三八八))に斯波義将の使者として見えるのは嶋田・朝倉の史料であり、新興被官であった織田氏がどのような足跡を辿ったのかの史料であり、新興被官であった織田氏がどのような足跡を辿ったのか
- 田文化歴史館の皆様に心より御礼申し上げる。 三号 二〇一〇年)。調査を許可してくださった劔神社ならびに越前町織 牛玉宝印については本来別紙であったことを千々和到氏が明らかにして 費補助金・基盤研究(B)「日本における護符文化の解明」(研究代表者 ある。なお、筆者は二〇〇八年に劔神社文書の藤原信昌・将広置文を原 年~応仁二年の在京・在国守護代―」(柴田一先生退官記念事業会編 特定の人物に比定することはできない。なお、置文に貼り継がれている や本稿で考察する織田与三の花押形と合致するものでなく、織田一族の 千々和到)において実施されたものである)。将広花押に関しては、常松 本調査する機会を得た(本調査は、二○○七年~二○○九年度科学研究 本史論叢 柴田一先生退官記念』一九九六年)、両者は別人とみるべきで あることから(「斯波氏守護在職期における尾張守護代沿革小稿―応永七 は異世代であり、常松の諱は教広であるとする河村昭一氏の説が妥当で 観的な問題もあり、根拠とはなりにくい。後述するように、将広と常松 者を同一人物であるとする(横山住雄「織田大和守・伊勢守家について_ いる(千々和到「気になっていた起請文・牛玉宝印」『護符・起請文研究 『郷土文化』二二―二号 一九六七年)。しかし花押の形似については主 横山住雄氏は将広花押の筆順が常松のそれによく似ていることから両

- (13) 常松の終見は『満済准后日記』応永三十五年八月六日条である。
- (14) 河村論文 (註12)。
- を否定する材料にはなり得ず、将広と教広(常松)が父子である可能性推して比較的早い段階で出家しているため、道号であることは父子関係しいであろう。本稿で考察する織田与三についても、その活動期間からの出家に追随したものであるならば、それによって年齢を図ることは難と常松の父子関係は適当でないとする(新井論文 註3)。しかし、義将(5) 新井喜久夫氏は、常松が応永初年の時点で道号である点をもって将広

 $\widehat{24}$

- 酬寺文書」)。 ・津田金吾・津田将監といった名前が見られる(応永九年五月廿八日郎・津田金吾・津田将監といった名前が見られる(応永九年五月廿八日被官のうち、織田一族は、織田左京亮・津田中務・織田九郎・津田弥九(打) 応永九年~十年(一四○三)において、醍醐寺国衙領を押領した守護
- 来社 一九八〇年 所収)。を呈している(「信長の出自」岡本良一編『織田信長のすべて』新人物往18) 福尾猛市郎氏も織田一族が挙って尾張に移ったわけではないとの見方
- は、そのことが尾張守護代登用への道筋になったことを示すものであろう。年十一月卅日条)。のちの守護代織田敏定の肖像賛に特記されたその来歴(『満済准后日記』永享四年二月廿三日条・同五年十一月十六日条・同五 (9) なお、織田氏において初めて守護代をつとめた常松は、応永の乱(応
- 百合文書」の函)『愛知県史 資料編九中世二』八八五号)、筆者は「重治」資料編九中世二』八八四号)・(年未詳) 十月二日付織田与三書状(「東寺永十三年七月廿六日付織田与三書状(「東寺百合文書」や函)『愛知県史 資料編九中世二』では与三の諱を「□□」にしているが(応

「旨日於日欠己」公永乀F三引十二日・十三日を。と読む。そうであれば、偏諱は斯波義重から受けたことになる。

- (21) 「吉田家日次記」応永八年三月十二日・十三日条
- (22) 「吉田家日次記」応永八年二月十二日条。
- 日に放火によって焼亡し、同年十一月六日に京都の新邸に移っている。(3) なお、『教言卿記』によれば、義将の北山の邸宅は応永十六年閏三月三

「廿一口方評定引付」応永十一年十月十二日条(「東寺百合文書」天地

- (25)「廿一口方評定引付」応永十一年十月十九日条(「東寺百合文書」天地(注音)
- 之部)。 之部)。
- (26)「廿一口方評定引付」応永十二年九月十日条(「東寺百合文書」く函)。
- (27) また、義将が死去した応永十七年(一四一〇)五月の翌月、東寺は嵯(27) また、義将が死去した応永十七年(一四一〇)五月の翌月、東寺は嵯(27) また、義将が死去した応永十七年(一四一〇)五月の翌月、東寺は嵯
- (28)「廿一口方評定引付」応永十五年五月廿八日条(「東寺百合文書」く函)。
- (0)「廾一刀万坪芝―廾」ぶと三十一年(1gニg)五月八日を(「夏戸京) 天地之部)、応永十三年七月廿八日付織田与三書状(「教王護国寺文書」)。(2)「廿一口方評定引付」応永十三年七月八日・同十八日条(「東寺百合文書」
- 家奉行人連署奉書案」(「葛原家文書」)にみえる木沢蓮因であろうか。合文書」く函)。この木沢は応永廿六年(一四一九)八月三日付「畠山満(30)「廿一口方評定引付」応永三十一年(一四二四)五月八日条(「東寺百
- (32) 小川信「守護大名細川氏における内衆の成立」(『国史学』七七号制」『中世後期畿内近国守護の研究』清文堂出版 二〇〇六年 所収)。歌山県史研究』一七号、一九九〇年。のち、「紀伊守護家畠山氏の支配体(31) 弓倉弘年「室町時代紀伊国守護・守護代等に関する基礎的考察」(『和
- 一九六八年)。
- 永享九年(一四三七)頃においても浄祐は新郷の代官職と、溝江郷代官(34) 応永廿一年八月廿二日付「寺門事条々聞書」(「大乗院文書」)。また、(33) 「最勝光院方評定引付」応永廿年六月八日条(「東寺百合文書」る函)。

職である甲斐将久のもと又代官職を得ている。

- (「東寺百台文書」る函)。海祐が原田荘細谷郷の代官職にあったのは永享七年までの二十二年間に及んだ。なお、同年の史料に東寺領近江国三村荘に関する(永享七年)八月十五日付浄祐書状(最勝光院方評定引付「東寺百台文書」京函)がある。『愛知県史 資料編九 中世二』(一五〇六号)ではこれを織田浄祐に比定しているが、他に傍証がなく保留しておきたい。はこれを織田浄祐に比定しているが、他に傍証がなく保留しておきたい。近江国三村荘は現在の近江八幡市に存在した荘園で、織田一族の祖地伝承に関わる津田をその荘域に含んでいる。越前織田荘近辺には「津田」をいう地名は見当たらないが、尾張に入部した織田一族には津田氏の存在が確認できることから(「醍醐寺文書」)、浄祐がその三村荘に関する(永享七年)の日本語の「東寺百台文書」を明治の「東京百台文書」を明治の「東京百台文書」という地名は東京百台文書という。
- (37) 河村論文(註35)。
- (38) 宝徳四年(一四五二)卯月廿一日付蒲御厨諸公文等目安(「東大寺文書」
- 戎光祥出版 二〇一四年)。(3) 佐藤圭氏は、浄祐を甲斐常治とともに「斯波氏分国の守護代などを務
- 内記』永享三年三月八日条。(4) 応永廿九年(一四二二)六月三日付織田常松請文(「妙法院文書」)、『建
- (41) 『建内記』文安四年五月廿八日条。
- 史民俗博物館研究報告』一五七号 二○一○年)。る(中島丈晴「十五世紀中葉における伊勢氏権力構造と被官衆」『国立歴(2) 『康富記』文安四年十月五・七日条。堤は伊勢氏の在京被官の一人であ

- (43) 『康富記』文安四年四月廿七日条・十月七日条。
- と確認できる「余次」(敏広)もまた「与二郎」には比定し得ない。一人物であるという推論は成立しない。したがって、史料で郷広の子供村氏も指摘する様に(河村論文 註12)、浄祐と郷広の動向から両者が同織田敏広に、主計をその父郷広に比定しているが(新井論文 註3)、河(4) 『康富記』文安六年二月七日条。なお、新井氏は『康富記』の与二郎を
- いても、織田主計(与二郎ヵ)であると思われる。年(一四五八)十月二日条にみえる新郷の「公文・政所如」本ナリ」につ(45) 『大乗院寺社雑事記』文正元年(一四六六)七月一日条。なお、長禄二
- 条)。
 て下向している(「正任記」文明十年(一四七八)十月一日条・同廿八日年斯波義敏が将軍足利義政に退けられて周防に出奔した際、これに従っにも、織田新左衛門尉澄秀(弥九郎)という人物がおり、長禄三(一四五九)(4) 斯波氏の近臣として見える織田一族は、浄祐や後述する筑後入道の他
- (48)『満済准后日記』永享三年六月六日条。
- め、この織田は浄祐の可能性がある。 聞日記』、織田筑後入道の名が史料に登場するのは永享四年以降であるたと「甲斐・緒田(織田)以下数輩」が山城国伏見へ納涼に訪れているが(『看(毀) なお、応永二十三年(一四一六)七月二十五日、斯波義重・義淳父子
- 『満済准后日記』永享四年二月廿三日条

50

- (51) 『満済准后日記』永享四年三月五日条。
- (52) 『満済准后日記』永享五年十一月十六日条。

 $\widehat{53}$

『満済准后日記』

永享五年十一月三十日条。

要に供料を持参した「織田」(『満済准后日記』永享六年五月六日条)など、永享六年(一四三四)二月十日条)や、醍醐寺で営まれた足利義満の法3) この後、斯波義郷の供として蔭凉軒を訪れた「織田」(『蔭凉軒日録』

表記についても特定は難しいが、こうした「織田」が必ずしも守護代織 これらの「織田」も筑後入道の可能性はあるが、確証はない。他の「織田」

- $\widehat{56}$ $\widehat{55}$ 田某に比定されるわけではないことは留意すべきであろう。 小川信『足利一門守護発展史の研究』吉川弘文館 一九八〇年。
- 河村論文(註12)。
- 57 『建内記』嘉吉元年(一四四一)十二月廿一日。
- 58 ない (河村論文 註12)。 織田氏は常松以降、一族内に絶対的権威をもつ惣領は長く存在してい
- 59 第四二卷三号 二〇一〇年)。 森茂暁「赤松満政小考―足利義教政権の一特質―」(『福岡大学人文論叢